

# 島根リハビリテーション学院の活動紹介 vol.2

## 学生によるスポーツトレーナー活動の紹介

島根リハビリテーション学院では、近隣の高校や中学校の運動部を対象に学生が主体となってスポーツトレーナー活動を実施しています。現在、8つの運動部に対し、各スポーツ種目の特性や監督・選手の要望に合わせた身体機能評価の立案と実施、評価結果の分析とチームに対するフィードバック、評価結果を基にしたスポーツ障害予防やパフォーマンス向上の為にトレーニング指導を行っています。

写真は、仁多中学校男子・女子ホッケー部の身体機能評価を実施した際の様子です。ホッケーの競技特性に合わせ、関節可動域測定、筋力測定、俊敏性や柔軟性の測定などを実施しました。部員の皆さんは、各評価結果に関心を持ち、前回の結果や仲間同士と比較し合いながら、身体機能の改善に取り組んでいます。

本活動には教員だけでなく、アスレティックトレーナー資格を有する理学療法士の方にも指導に携わっていただいております。専門的な指導を受けられる体制を整えています。

今後もスポーツトレーナー活動の質を向上させ、選手のスポーツ障害の予防、パフォーマンスの向上、奥出雲圏域のスポーツ振興のため、積極的に活動を続けていきます。



関節可動域測定の様子



筋力測定の様子

### 小さな掛金、大きな補償

## スポーツ安全保険

**対象となる事故**  
団体・グループ活動中の事故 / 往復中の事故

**保険期間**  
2019年4月1日午前0時から  
2020年3月31日午後12時まで

**補償内容**  
補償内容は、加入区分によって異なります。  
詳しくは、ホームページなどをご覧ください。

4名以上の団体・グループで  
ご加入ください。

例	備
A1、C、A2区分の場合	死亡保険金：2,000万円 後遺障害保険金：3,000万円(最高額) 入院保険金：4,000円/1日 通院保険金：1,500円/1日(30日限度)
※事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が対象となります。 ※上記に加え、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険も付帯されています。	

### 加入区分・掛金

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金(1人当たり)
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動		
大人 (高校生以上)	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
	スポーツ活動(指導・審判を含む) ※右記年齢の判断は、「2019年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 ※A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

〒690-0015 松江市上乃木10丁目4番2号 島根県立水泳プール内

TEL 0852-21-5388 FAX 0852-26-4733 電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。)

保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。  
※インターネットからも加入受付をおこなっております。

この広告はスポーツ安全保険の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書により異なりますが、ご不明の点がございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉  
東京海上日動火災保険株式会社  
担当課 公務第2部 文教公務室  
TEL 03-3515-4346(平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(2019年4月予定)〉  
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン日本興亜  
大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保  
2018年12月作成 18-T07915

## 奥出雲町農業委員会だより

### 下限面積(別段面積)を変更しました

耕作を目的とした農地の売買及び貸借をするには、農地法第3条の許可が必要です。この許可要件の一つに、経営農地の下限面積が定められています。奥出雲町農業委員会では、耕作放棄地の解消、新規就農者や移住者の受け入れを促進するため、平成30年12月20日開催の第166回総会において次のように下限面積の変更を決定しました。

区 域	変更前の下限面積	変更後の下限面積
奥出雲町全域	50 a	30 a
奥出雲町空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で、個別に定める区域	-	1 a

※農地の経営面積が30a(3,000㎡)以上あれば、農地を取得、貸借できます。  
ただし、空き家に付随する農地については1a(100㎡)以上あれば、空き家と合わせて農地を取得できます。

### 先進地の視察研修を行いました

平成30年11月15日、長崎県松浦市農業委員会等へ視察研修に行きました。長崎県松浦市農業委員会は、「平成29年度第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」にて農林水産大臣表彰を受賞されています。耕作放棄地すべてのデータベース化、GISシステムを利用した市内地区ごとの担い手全員参加のマッチング会開催、「農地中間管理機構」と市単独助成事業(農地集約担い手への助成金支給)と連動した農地流動化の促進など、耕作放棄地発生防止活動を展開され、農業参入企業やUターン者等の新たな担い手の確保にも取り組んでおられました。今回の研修で学んだことを今後の活動に活かしていきたいと思っております。



### 【お問い合わせ先】

奥出雲町農業委員会事務局 有線：31-5289 電話：54-2514

### 地域づくり×人づくり～みんなで作る地域の力～ 地域づくり人材養成講座「地域づくりアクション発表会」を開催します!

地域づくりを支援する人材を育成するため、「地域づくり人材養成講座」を12月から実施し、小さな拠点づくりに取り組む地区の方を中心に、事例を交えながら、分析・計画・実践までの手法を学び、地域づくりに必要な支援・実践の力を身につけていただきました。

連続講座の最終回として、「地域づくりアクション発表会」を開催します。

小さな拠点づくりや地域づくりに取り組んでいる各地区の現状と今の取組み、来期以降チャレンジしたいことなど地域づくりにつながるアクションプラン(行動・活動)を発表していただきます。

日時：3月17日(日) 13:30~16:30

場所：奥出雲町役場仁多庁舎1階タウンホール

【申し込み・お問い合わせ先】

地域づくり推進課 有線：31-5267 電話：54-2524

